

# 指定京町家改修補助金・個別指定京町家維持修繕補助金 申請の手引

申請書類作成の際のポイントをまとめた手引です。事前相談や申請書類の作成に当たっては、必ずこの手引をご確認ください。

## 目次

1 補助金交付までの流れ、申請書類等	・・・P1
・申請の流れ	・・・P1
・事前相談	・・・P1
・交付申請書類（着工前の手続き）	・・・P2
・補助事業変更等報告書類（内容変更の手続き）	・・・P3
・完了報告・補助金請求書類（工事完了後の手続き）	・・・P4
2 申請書記入方法	・・・P5
3 添付書類作成例	
（1）見積書	・・・P18
（2）計画図面	・・・P21
（3）写真及び写真の撮影方向図	・・・P24
4 よくあるご質問	・・・P25
【参考】	
参4 個別指定京町家や指定地区の確認方法	・・・P29

## 京町家改修補助金の申込・問合せ

京都市都市計画局まち再生・創造推進室 京町家担当（分庁舎 2階 ⑧番窓口）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3503 FAX：075-222-3478

E-mail：machisai\_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

受付時間：午前9時～11時30分、午後1時30分～5時

（土・日・祝・年末年始を除く）

QR コード



申請書類等のダウンロード先

<https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/repair/>

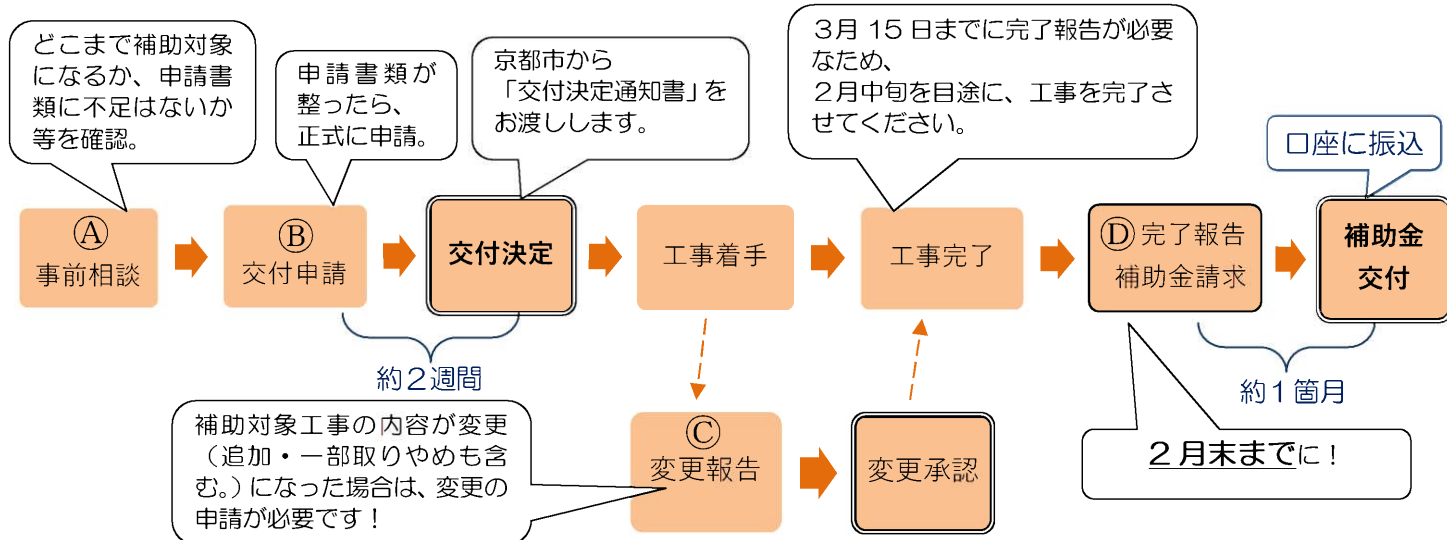
窓口での混乱を避けるため、できるだけ事前にお電話のうえ、来室日時のご予約をお願いします。

毎年、予算が無くなり次第受付終了します。ご相談はお早めに！

# 1 補助金交付までの流れ、申請書類等

## 申請の流れ

～ ご注意 ～  
 本補助金は、京町家の保全・継承を推進するためにご活用いただくものです。補助事業完了後、10年間は、補助対象京町家及び工事箇所を保全していただくようお願いします。(除却されたり、工事箇所を撤去されたりしますと、補助金の返還が必要な場合があります)



・工事着手は、必ず交付決定後にしてください。交付決定前に工事に着手した場合は、補助金を交付できません。

・工事内容に変更がある場合で、追加工事を補助対象として申請する場合、追加工事は必ず補助事業変更承認後に実施してください。

(予算の都合により、ご希望に添えない場合があります。)

・完了報告時に、工事内容の変更が判明する事例が見受けられます。その場合、変更報告が必要となりますので、余裕をもって2月末までに完了報告の提出をお願いします。

### ① 事前相談

事前相談時に、計画されている工事内容が補助対象になるか、申請書の記載内容や添付書類に不備がないか等の確認をします。

事前相談いただく際には、以下の資料をお持ちください。

- ① 対象の京町家の所在地がわかるもの(地図の写し等)、写真
- ② 工事内容が分かる資料(見積書、計画図面等)
- ③ その他申請の際に必要な書類(可能な範囲で)

・事前相談や申請等で来室の際は、予約をいただきますよう、お願いいたします。

- ・事前相談には1箇月程度の時間がかかる場合もあります。工事の予定が決まっている場合など、お急ぎの際は、お早めにご相談ください。

## ② 交付申請書類（着工前の手続き）

### ① 指定京町家改修補助金の申請の際に必要な書類

★印は当室の窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます

	必要書類	提出物	
1	交付申請書	第1号様式（第一面から三面まであります）	★
2	承諾書	第3-1号様式（個別指定の場合） 第3-2号様式（地区指定の場合）	★
3	付近見取図	地図上に、申請する京町家の敷地を記載したもの	
4	補助金額算出書	第2-1号様式（個別指定の場合） 第2-2号様式（地区指定の場合）	★
5	補助事業に要する費用の見積書	見積書（写しでも可） <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費の詳細が分かる明細書があるもの ※〇〇工事一式ではなく、工事内容が分かるように具体的に記載すること（「見積書の書き方について」(P19)を参照）</li> <li>・宛名は、補助金の申請者名と一致させること</li> <li>・有効期限は、工事着手予定日までに期限が切れないもの</li> </ul>	
6	補助事業の計画図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺1/100程度</li> <li>・工事部位や範囲、工事内容等を記載すること</li> <li>・見積書の数量が確認できるように寸法や算出式を記載すること</li> </ul>	
7	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>①申請建築物の全景写真</li> <li>②道路等広く一般公衆から見える部分の写真 （外部改修工事を対象とする場合）</li> <li>③改修工事予定箇所の写真</li> <li>④京町家の形態・意匠を示す写真 （地区指定の京町家の場合）</li> </ul>	
8	7写真の撮影位置及び方向を示した図	縮尺1/100程度 （平面図をベースに、写真の撮影した場所と方向を示すこと）	
9	建築基準法施行（昭和25年11月23日）以前に建築されたことを証する書面	建物の登記事項証明書及び閉鎖登記簿等（写しで可） ※個別指定京町家の場合は不要です ※登記事項証明書で証明できる場合は、閉鎖登記簿は不要 （登記簿等での証明が難しい場合は、ご相談ください）	
10	個別指定京町家に指定されていることを証する書面等	個別指定京町家の指定通知書の写し ※地区指定の場合は不要です （指定通知書をお持ちでない等、準備が難しい場合はご相談ください）	

②個別指定京町家維持修繕補助金の申請の際に必要な書類

★印は当室の窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます

	必要書類	提出物	
1	交付申請書	第1号様式（第一面から三面まであります）	★
2	承諾書	第2号様式	★
3	付近見取図	地図上に、申請する京町家の敷地を記載したもの	
4	補助事業に要する費用の見積書	見積書（写しでも可） <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費の詳細が分かる明細書があるもの</li> <li>※〇〇工事一式ではなく、工事内容が分かるように具体的に記載すること（「見積書の書き方について」(P19)を参照）</li> <li>・宛名は、補助金の申請者名と一致させること</li> <li>・有効期限は、工事着手予定日までに期限が切れないもの</li> </ul>	
5	補助事業の計画図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺 1 / 100程度</li> <li>・工事部位や範囲、工事内容等を記載すること</li> <li>・見積書の数量が確認できるように寸法や算出式を記載すること</li> </ul>	
6	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>①申請建築物の全景写真</li> <li>②道路等広く一般公衆から見える部分の写真 (防蟻工事の場合は不要です)</li> <li>③改修工事予定箇所の写真</li> </ul>	
7	6写真の撮影位置及び方向を示した図	縮尺 1 / 100程度 (平面図をベースに、写真の撮影した場所と方向を示すこと)	
8	個別指定京町家に指定されていることを証する書面等	個別指定京町家の指定通知書の写し (指定通知書をお持ちでない等、準備が難しい場合はご相談ください)	

㉓ 補助事業変更等報告書類（内容変更の手続き）

★印は当室の窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます

	必要書類	提出物	
1	補助事業変更等報告書	第4号様式（改修補助金） 第3号様式（維持修繕補助金）	★
2	変更後の補助金額算出書	第2-1号様式（改修補助金：個別指定） 第2-2号様式（改修補助金：地区指定） 交付申請書第3面（維持修繕補助金）	★
3	変更となる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の見積書（変更箇所をマーキングしてください）</li> <li>・変更後の計画図面（ // ）</li> <li>・その他変更書類</li> </ul>	

※工事内容に変更が生じる場合、まずはご相談ください

## ④ 完了報告・補助金請求書類（工事完了後の手続き）

工事完了後、速やかに提出してください。

＜提出締切＞ 令和6年3月15日（補助対象工事の実施の有無を確認し、変更が必要な場合があるので、2月末までに提出してください。）

## 完了報告の際に必要な書類

★印は当室の窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます

	必要書類	提出物	
1	実績報告書	第6号様式（改修補助金） 第5号様式（維持修繕補助金）	★
2	補助事業に要した費用の内訳を示す書類	請求書（内訳明細があるもの）の写し等	
3	補助事業に要した費用を支出したことを証する書類	領収書の写し （銀行振込の帳票では不可です）	
4	工事部位等の写真	① 写真の撮影方向図（縮尺1／100程度） ② 工事前・工事中・工事完了後の写真 ・補助金申請の工事内容が適切に実施されたか確認するためのものです。交付申請の際に提出した写真に対応するように、工事中、完了後の写真を撮影してください（着工前の写真と同じ場所から、同じ方向に撮影してください）。 ・工事部位ごとにまとめてください。 ・写真は、着手前・工事中・完了後が比較できるようにレイアウトしてください。 ※補助対象部分は、仮設足場（養生）を含め、工事中・完了後の写真を多めに撮影いただくことを心掛けてください。補助対象工事の確認ができない場合、補助金額が減額となる場合があります。 ・（個別指定京町家の場合）標示プレート設置写真(P9)	
5	軽微な変更がある場合、それがわかる資料	軽微な変更後の補助金額算出書、見積書、図面等	
6	補助金請求書	第7号様式（改修補助金） 第6号様式（維持修繕補助金） ※実績報告書と同時に提出いただく場合は、 日付を空欄にしておいてください。 （実績報告書の手続きが終わってからの受理となるため）	★
7	内部公開要件確認シート	※個別指定京町家で、補助対象工事として内部改修工事を実施された方のみ	★
8	アンケート	本制度をより良くしていくために御協力をお願いします ・指定京町家 改修補助金 利用者アンケート ・個別指定京町家 維持修繕補助金 利用者アンケート	★

## 注意！

- ・交付申請の際に提出した工事内容又は経費の配分を変更しようとするときには、内容変更の手続きが必要になります（軽微な変更の場合を除く）。
- ・手続をせずに上記の行為を行った場合は、交付の決定はなかったものとみなされ、補助金が支払われなくなりますので、十分御注意ください。

## 2 申請書記入方法

＜共通＞申請書等に押印は不要ですが、代理人が申請手続きをする場合、申請内容や記載内容について、申請者の了解を得てください。

### 指定京町家改修補助金 交付申請書

第1号様式（京町家補助金）

#### 交付申請書 (第一面)

○工事着手予定日の14日前までに申請が必要です。

○申請者の住所は郵便の届く住所としてください。

(あて先) 京都市長	令和5年 4月 10日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、役員及び代表者) (ふりがな) きょうと たろう <b>京都 太郎</b>
(電話) 075 - 222 - 3503	

○申請者名は、補助金の振込を希望する口座名義の方のお名前でお申し込みください。

指定京町家改修補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します

所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他(京都市)
建築年	(江戸・明治・大正・昭和) 3 年 ※ 補助事業を実施する箇所は、建築基準法施行(昭和25年11月23日)に建築されたものである。 ※ 補助事業の対象となる建築物に、離れ、蔵、門又は塀を含む場合、建築基準法施行(昭和25年11月23日)以前に建築する。
住戸形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 長屋( 戸 / 全 戸)
用途	住宅
階数	地上 2 階建て 注: ○個別指定の場合はここを記入(指定番号等が不明な場合はご相談ください)
延べ面積	98.2 m <sup>2</sup>

○個別指定の京町家の場合、指定通知書の住所と一致させてください。  
○申請者の住所と建物が同一の場合でも、郵便の住所と指定通知書の表記が異なる場合は「その他」にチェックし、指定通知書通りに記入してください。

○建築基準法における用途を記載してください。

京町家	<input type="checkbox"/> 個別指定京町家(指定の年月日及び番号: 年 月 日第 号) <input checked="" type="checkbox"/> 指定地区に存する京町家(地区名: 隣住共存京町家保全継承地区)
区分	構造(必須) <input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 伝統的な構造(伝統軸組工法) 形態又は意匠(必須) <input checked="" type="checkbox"/> 平入りの屋根 注: 角地、路地状敷地、路地奥の敷地、高塀造りの場合は必須でない。 形態又は意匠(いずれか1つ以上) <input checked="" type="checkbox"/> 隣地に接する外壁又は高塀 <input type="checkbox"/> 通り庭 <input type="checkbox"/> 火袋 <input checked="" type="checkbox"/> 坪庭又は奥庭 <input checked="" type="checkbox"/> 通り庇 <input checked="" type="checkbox"/> 格子
京町家の申請状況	① 過去に京町家補助金の交付を受けたことがない。 (「いいえ」の場合は、以下にその内容・金額を記載すること) 補助事業の内容 ( ) 金額 ( ) 補助事業の内容 ( ) 金額 ( ) ② 過去10年以内に、公的機関から補助金その他の金銭給付(京町家補助金を含む。)を受けた箇所については、補助の対象外となる。

○地区指定の場合はここを記入 ※記入内容が不明な場合はご相談ください。

○過去に当補助金を利用したことがある場合は、利用した年度と、その時の工事内容、補助金額を御記入ください。  
○当補助金を初めて申請される場合は、「はい」にチェックが入ります。

○今回の補助金の申請対象工事部分に、他の補助金の交付を受けていないかの確認です。

第1号様式（京町家補助金）

（第二面）

○補助金額等は、京都市で見積書を確認のうえ、算出します。（お伝えする金額を御記入ください）

申請者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有予定者 <input type="checkbox"/> 管理者又は使用者（所有者を除く） <input type="checkbox"/> その他（ ）
補助事業に要する費用	¥ _____ 円（税抜き）
補助金額	¥ _____ 円
補助事業実施予定期間	令和5年5月1日～令和5年9月30日
施工予定業者等	業者名（名称及び代表者名）： ●●株式会社 代表取締役●●（担当者 部 一郎） 所在地：中京区寺町御池上る上本能寺前町△△番地（電話 _____）
確認項目等	※ 補助事業に内部改修工事を含む場合は、下記のいずれか1つ以上の内部改修工事の補助事業を実施する箇所の全部又は一部を <input type="checkbox"/> 地域交流の拠点などの公的な利用をする <input type="checkbox"/> 建物内部の状況等について生活文化の発信コンテナをする
関係権利者の同意	補助金の交付を申請及び上記確認項目等について関係権利者の同意を得ている。 ( ・所有者以外の場合……………所有者の同意 ・複数の者で共有している場合……………共有者全員の同意 ・賃貸の場合……………賃貸人及び賃借人の全員の同意 ) <input checked="" type="checkbox"/> はい

○工事予定期間を記入ください。  
○工事着工予定日は、申請から14日以降の日付にしてください。

○指定京町家改修補助金の交付に当たり、以下のことを誓約します。

1 京都市税の滞納がないこと	申請者氏名 <u>京都 太郎</u>
2 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと	

○第一面の申請者名と同じにしてください。

○関係権利者がいらっしゃる場合は、同意をとっていただき、チェックを入れてください。

第1号様式（京町家補助金）

（第三面）

○ 私は、下記の者を代理人と定め、指定京町家改修補助金の申請に係る下記の一切の権限を委任します。

申請者氏名	<u>京都 太郎</u>
(代理人) 住所	<u>京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町△△番地</u>
氏名	<u>●●株式会社 郎 一郎</u>
電話	<u>075-222-0000</u>
(委任事項)	<input checked="" type="checkbox"/> 交付の申請 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業の内容変更、中止等の報告 <input checked="" type="checkbox"/> 実績報告

○申請者以外の方が代わりに申請手続きをされる場合はご記入ください。

○ 同一年度内のその他の補助金の申請状況 ※該当する箇所にはチェック☑をしてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 個別指定京町家維持修繕補助金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし
<input checked="" type="checkbox"/> まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input checked="" type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 予定なし
<input checked="" type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	
【同一年度内で併用不可の補助金の例】			
<input checked="" type="checkbox"/> 市街地景観整備補助金・歴史的風致形成建造物補助金・伝統的建造物群保存等事業補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 受けない		
<input checked="" type="checkbox"/> 文化財保護事業補助金（維持管理費補助金）・京都を彩る建物や庭園修繕事業補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 受けない		
<input checked="" type="checkbox"/> 木のあるまちづくりの推進事業補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 受けない		
<input checked="" type="checkbox"/> 袋路等始端部における耐震・防火改修事業補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 受けない		

○同一年度における他の補助金制度の申請状況について御記入ください。

○ 添付書類一覧（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

(1) 承諾書（第3-1号様式又は第3-2号様式）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(2) 付近見取図	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(3) 補助金額算出書（第2-1号様式又は第2-2号様式）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(4) 補助事業に要する費用の見積書	
※ 補助金額算出書（第2-1号様式又は第2-2号様式）の費用算出根拠がわかるような見積書であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(5) 補助事業の計画図面	
※ 屋根改修工事の場合は屋根伏図、その他の外部改修工事の場合は立面図等、必要に応じて工事部位や範囲、寸法、工事内容等を明記した図面であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(6) 補助事業の着手前の状況を示す写真 (補助対象京町家の全景写真、道路等広く一般公衆から見える部分の写真及び補助事業部位ごとの写真)	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(7) (6)写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(8) 建築基準法施行以前に建築されたことを証する書面 (指定地区に存する京町家に限る)	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(9) 京町家の都市生活の中から生み出された形態若しくは意匠を示す写真 (指定地区に存する京町家に限る)	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(10) 個別指定京町家に指定されていることを証する書面等（個別指定京町家に限る）	<input type="checkbox"/> 添付

○必要な添付書類のチェックリストです。



※補助金算出書は、京都市ホームページにて、エクセルの様式を公開しています。  
エクセルの黄色いセル部分に記載してください。

第2-2号様式(京町家補助金)

補助金額算出書(指定地区内に存する京町家用)

工事種別		補助事業に要する費用 (税抜金額)
①		円
②		円
③		
④		
⑤		
⑥		

外部改修工事

設備改修工事

総合計額(C+D)

補助予定額 ただし、限度額

※当補助制度開始以降に当

	外部改修工事
既利用 (J)	
限度額 (K)	1,000,000円

○個別指定の京町家は第2-1号様式  
地区指定の京町家は第2-2号様式になります。

第2-1号様式(京町家補助金)

補助金額算出書(個別指定京町家用)

工事種別		補助事業に要する費用 (税抜金額)		
①	瓦工事	1,500,000円		
②	左官工事	220,000円		
③	木工事	145,000円		
④		円		
⑤		円		
⑥		円	合計額(①~⑤)	(A) 1,865,000円
⑦		円	(A)に補助率【1/2】を乗じた金額を記載	(B) 932,500円
⑧		円	(B)に補助率【5割】を乗じた金額を記載	(C) 932,000円
⑨		円	合計額(⑥~⑧)	(D) 円
⑩		円	(D)に補助率【1/2】を乗じた金額を記載	(E) 円
⑪		円	(E)に補助率【5割】を乗じた金額を記載 かつ、限度額を超過しない	(F) 0円
⑫		円	合計額(⑨~⑪)	(G) 円
⑬		円	(G)に補助率【1/2】を乗じた金額を記載	(H) 円
⑭		円	(H)に補助率【5割】を乗じた金額を記載 かつ、限度額を超過しない	(I) 0円
総合計額(C+F+I)			932,000円	
補助予定額 ただし、限度額250万円※			932,000円	

○(A)(D)(G)の合計を申請書(第1号様式第二面の「補助事業に要する費用」欄に記載

○補助予定額を申請書(第1号様式第二面の「補助金額」欄に記載

※当補助制度開始以降に当補助を受けた累計を考慮した額

※当補助制度開始以降に当補助を受けた累計を考慮した額

	外部改修工事	内部改修工事	設備改修工事	合計
既利用	0円	0円	0円	0円
限度額	2,500,000円	600,000円	600,000円	2,500,000円

第3-2号様式（京町家補助金）

**承諾書**  
（地区指定内に存する京町家用）

（あて先）京都市長

指定京町家改修

1 補助事業の

2 補助事業完  
助事業を行っ  
て外部改修工  
見えなくなっ  
に返還するこ

令和5年●月●日  
申請者の氏名（法人  
京都 太郎

【申請者が所有者と  
本承諾書に記載の  
町家を購入しようと

○個別指定の京町家は第3-1号様式  
地区指定の京町家は第3-2号様式  
になります。

<共通>  
○京都市の広報などで、補助金を利用いただいた事例としてご紹介することがありますので、ご承諾をお願いします。

第3-1号様式（京町家補助金）

**承諾書**  
（個別指定京町家用）

（あて先）京都市長

指定京町家改修補助金の交付にあたり、以下のこ

1 補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介すること


2 個別指定京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置すること

3 補助事業完了後、10年以内に、補助対象京町家が除却された場合、補助事業を行った部分について著しい改修が行われた場合又は補助事業として外部改修工事を行った部分が道路若しくは通路その他の公共の場所から見えなくなった場合は、京町家補助金（加算金を含む場合がある。）を市長に返還すること

令和5年●月●日  
申請者の氏名（法人その他の団体にあっては、名称  
京都 太郎

【申請者が所有者と異なる場合】  
本承諾書に記載の1及び2について、申請者が所有者と異なる場合（補助対象者が補助対象京町家を購入しようとする場合を除く）は、あらかじめ所有者の同意を得ている。  
⇒ はい

<個別指定の京町家>  
○個別指定京町家であることを示すプレートをお渡ししますので、道路等から見える場所に設置いただくことをご承諾をお願いします。



・縦 12cm、横 8.5cm  
・真鍮製

<共通>  
○補助金をご利用いただいた部分については、10年間保全してください。

一面の申請者名と同じにしてください。

個別指定京町家 維持修繕補助金 交付申請書

第1号様式(維持修繕補助金)

交付申請書  
(第一面)

○申請者の住所は郵便の届く住所としてください。

○申請者名は、補助金の振込を希望する口座名義の方のお名前でお申請してください。

申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (ふりがな) きょうと たろう <b>京都 太郎</b> (電話) 075 - 222 - 3503
---	--

○個別指定京町家の、指定通知書の住所と一致させてください。  
○申請者の住所と建物が同一の場合でも、郵便の住所と指定通知書の表記が異なる場合は「その他」に記入してください。

個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他(京都市)
建築年	(江戸・明治・ <b>大正</b> ・昭和) <u>5</u> 年 ※ 補助事業を実施する箇所は、建築基準法施行(昭和25年11月23日)以前建築されたものである。 ※ 補助事業の対象となる建築物に、離れ、蔵、門又は塀を含む場合、これらについても、建築基準法施行(昭和25年11月23日)以前に建築されたものとする。

○指定番号等が不明な場合はご相談ください

個別指定京町家の指定年月日及び番号: 年 月 日第

維持修繕補助金等の申請状況

① 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない。  
はい いいえ(以下にその内容を記載すること)

年度 補助事業の内容 ( )  
年度 補助事業の内容 ( )

② 前年度(外部建具又は健全化に必要な改修工事にあつては過去4年以内)に、公的機関から補助金その他の金銭給付(維持修繕補助金を含む。)を受けた箇所については、補助申請の対象外としている。  
はい いいえ(○要綱第6条第5項第1項第1号又は第2号に該当 左記以外)

○過去に当補助金を利用したことがある場合は、利用した年度と、その時の工事内容を御記入ください。  
○当補助金を初めて申請される場合は、「はい」にチェックが入ります。  
※不明な場合はお調べしますのでご相談ください。

申請者区分 所有者 所有予定者 管理者又は使用者(所有者を除く) その他( )

関係権利者の同意  
関係権利者の同意を得ている。  
(所有者以外の場合……所有者の同意  
・複数の者で共有している場合……共有者全員の同意  
・賃貸の場合……賃貸人及び賃借人の全員の同意)

○関係権利者がいらっしゃる場合は、同意をとっていただき、チェックを入れてください。

補助事業に要する費用 ¥ 円 (税抜き)

補助金額 ¥ 円

○補助金額等は、京都市で見積書を確認のうえ、算出します。(お伝えする金額をご記入ください)

補助事業実施予定期間 令和5年5月1日 ~ 令和5年9月30日

施工予定業者等  
元請負業者名(名称及び代表者名): ●●●株式会社 代表取締役 ●●● (担当者 部 一郎)  
所在地: 京都市上京区今出川通室町西入堀出町△△番地 (電話) 075-441-0000  
下請負業者名(名称及び代表者名): ■■■株式会社 代表取締役■■■ (担当者 京 次郎)  
所在地: 京都市下京区寺西洞院通堀小路の上る桑塚小路町△△番地△ (電話) 075-371-0000

○工事施工者(元請負人又は下請負人)は、京都市内に本店又は主たる事務所を置いている者である必要があります。

○工事予定期間を記入ください。  
○工事着工予定日は、申請から14日以降の日付にしてください。

第1号様式（維持修繕補助金）

（第二面）

○ 個別指定京町家維持修繕補助金の交付に当たり、以下のことを誓約します。

申請者氏名 京都 太郎

1 京都市税の滞納がないこと

2 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと

○第一面の申請者名と同じにしてください。

○ 私は、下記の者を代理人と定め、個別指定京町家維持修繕補助金の申請に係る下記の一切の権限を委任します。

申請者氏名 京都 太郎

(代理人) 住 所 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

氏 名 ●●●株式会社 都 一郎

電 話 075-441-●●●●

(委任事項)  交付の申請  補助事業の内容変更、中止等の報告  実績報告

○申請者以外の方が代わりに申請手続きをされる場合はご記入ください。

○ 同一年度内のその他の補助金の申請状況 ※該当する箇所にはチェック☑をしてください。

指 定 京 町 家 改 修 補 助 金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし
市街地景観整備補助金・歴史的風致形成建造物補助金・伝統的建造物群保存等事業補助金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし
文化財保護事業補助金（維持管理費補助金）・京都を彩る建物や庭園修理事業補助金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし
木のあるまちづくりの推進事業補助金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし
袋路等始端部における耐震・防火改修事業補助金	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし
( )	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	

○同一年度における他の補助金制度の申請状況について御記入ください。  
○また「予定なし」以外に☑を入れた場合は、その部位をご教授ください。

○ 添付書類一覧（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

(1) 承諾書（第2号様式）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(2) 付近見取図	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(3) 補助事業に要する費用の見積書	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(4) 補助事業の計画図面（工事部位及び工事内容を明記すること）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(5) 補助事業の着手前の状況を示す写真 （補助対象京町家の全景写真及び補助事業部位ごとの写真）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(6) (5)写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(7) 個別指定京町家に指定されていることを証する書面等	<input checked="" type="checkbox"/> 添付

○必要な添付書類のチェックリストです。

第1号様式（維持修繕補助金）

（第三面）

## ○ 補助金額算出表

補助対象工事	補助単価	行為面積等	補助金額
屋根（通り庇を含む）	2,700/㎡	㎡	円
外壁（高塀を含む）	3,200/㎡	㎡	円
樋	1,100/m	m	円
外部建具			円
健全化に必要な改修	2,700/㎡	110㎡	405,600円
			円
			円
			円
			円
			円
総合計額			(A) 405,600円
補助予定額	（A）に補助率【1/2】を掛け、1,000円未満を切り捨てた金額 ただし、 <u>限度額20万円</u>		200,000円

第2号様式（維持修繕補助金）

承諾書

（あて先）京都市長

個別指定京町家維持修繕補助金の交付にあたり、以下のことを承諾します。

- 1 補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介すること
- 2 個別指定京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から視認できる範囲に設置すること
- 3 補助事業完了後、10年以内に、補助対象京町家が除却された場合、補助事業を行った部分について著しい改修が行われた場合又は補助事業として維持修繕工事（建物の健全化に必要な工事を除く。）を行った部分が道路若しくは通路その他の公共の場所から見えなくなった場合は、維持修繕補助金（加算金を含む場合がある。）を市長に返還すること

令和5年●月●日

申請者の氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名）

京都 太郎

○補助金をご利用いただいた部分については、10年間保全してください。

【申請者が所有者と異なる場合】

本承諾書に記載の1及び2について、申請者が所有者と異なる場合（補助対象者が補助対象京町家を購入しようとする場合を除く）は、あらかじめ所有者の同意を得ている。

⇒はい

○第一面の申請者名と同じにしてください。

補助事業変更等報告書

※交付決定後に工事内容の変更等が発生した場合

※当初の交付決定に含まれていない内容を補助対象に追加・一部取り止めする場合  
変更工事に着手する前に必ず変更の手続きを行い、承認を受けてください。

補助事業変更等報告書

(あて先) 京 都 市 長	令和5年 4月 10日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  京 都 太 郎  (電話 075 - 222 - 3503)

指定京町家改修補助金交付要綱	<input type="checkbox"/> 第8条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第9条第1項 の規定により報告します。
補助対象京町家の所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
交付決定通知書の年月日及び番号	令和5年 ○月 ○日 京都市指令都第 ○○○号
補助事業変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都第 年 月 日 京都市指令都第
報告の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業の内容又は経費の配分の変更の報告 ⇒(あ)、(い)及び(う)欄を記入 <input type="checkbox"/> 補助事業が完了期限までに完了する見込みがない旨の報告 ⇒(あ)及び(え)欄を記入 <input type="checkbox"/> その他 ⇒(あ)及び(え)欄を記入
(あ)報告の理由	(例) 工事中に補修すべき部分が新たに発覚したため。 申請者の要望によるため。 etc..
(い)変更の内容	・左肩工事範囲の変更 ・木工事の取り止め
(う)変更後の補助金額	¥ _____ 円
(え)補助事業の完了見込み	年 月 日

○交付決定通知書に記載の  
所在地と同じにする

○変更後の補助金額は、見積書  
確認のうえ、京都市で算出し  
ます。(お伝えする金額をご記  
入ください)

※ 報告事項に応じて、適宜、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

○変更内容に応じて、  
変更見積書、変更図面等を  
添付してください。

## 補助事業変更等報告書

※交付決定後に補助事業を中止・廃止する場合、提出

## 補助事業中止・廃止報告書

(あて先) 京 都 市 長	令和5年 年 〇月 〇日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) <b>京都 太郎</b> (電話 075 - 222 - 3503)

指定京町家改修補助金交付要綱第9条第2項の規定により、補助事業を中止し、又は廃止する旨を報告します。	
補助対象京町家の所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
交付決定通知書の年月日及び番号	令和5年 〇月 〇日 京都市指令都ま第 〇〇〇号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都ま第 年 月 日 京都市指令都ま第
中止又は廃止の理由	(例) 根本的な計画の変更が必要となり、一旦工事を中止せざるを得なくなったため。etc...

○交付決定通知書に記載の所在地と同じにしてください。



工事完了後

第6号様式(京町家補助金)

実績報告書

(あて先) 京都市長	令和5年 〇月 〇日
申請者の住所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地) (〒604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名) きょうと たろう 京都 太郎 (電話 075 - 222 - 3503)

○交付決定通知書に記載の所在地と同じにしてください。

指定京町家改修補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。	
補助対象京町家の所在地	京都市京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
補助事業に要する費用	¥2,431,000円(税抜き)
交付予定額	¥1,000,000円
補助事業の実施期間	令和5年 〇月 〇日 から 令和5年 〇月 〇日 まで
交付決定通知書の年月日及び番号	令和5年 〇月 〇日 京都市指令都第 〇〇〇号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和5年 △月 △日 京都市指令都第 △△△号 年 月 日 京都市指令都第 号

添付書類(番号順に添付のこと) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。	
(1) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(3) 補助事業の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真及び写真撮影方向図 (補助事業着手前、実施中及び完了後の写真を、工事部位ごとにまとめること)	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(4) 軽微な変更がある場合、それがわかる資料	<input checked="" type="checkbox"/> 添付

○添付書類を確認のうえ、チェック

第7号様式（京町家補助金）

○請求日は、実績報告の手続きが完了し、「交付額決定通知書」の発行後になります。

補助金請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604 - 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 <small>(個人の場合には、姓及び名を別記)</small> <b>きょうと たろう</b> <b>京都 太郎</b> (電話 075 - 222 - 3503)

○交付決定通知書に記載の所在地と同じにしてください。

指定京町家改修補助金交付要綱第12条の規定により、補助金を請	
補助対象京町家の所在地	京都市 <b>中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地</b>
補助金請求額	¥1,000,000円
交付決定通知書の年月日及び番号	令和5年 ○月 ○日 京都市指令都第 ○○○号
補助行為変更承認通知書の年月日及び番号	令和5年 △月 △日 京都市指令都第 △△△号 年 月 日 京都市指令都第 号

振込口座

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号						
●● (銀行)・金庫	▲▲ (支店)・出張所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	0	1	2	3	4	5	6
口座名義 (フリガナ)	キョウト タロウ								
口座名義 (漢字等)	<b>京都 太郎</b>								

○右ヅメで記入ください。  
(口座番号が6桁の場合は先頭に「0」をつけてください。)

○申請者の氏名と一致させてください。

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。  
※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

※記入間違いやチェック忘れがあると振込ができませんので注意してください。

## 3 添付書類作成例

## (1) 見積書

- 工事費の詳細が分かる明細書があるものが必要です。
- ○○工事一式ではなく、工事内容が分かるように具体的に記載してください。  
(P. 19～20「見積書の書き方について」もご参照ください。)
- 宛名は、補助金の申請者名としてください。
- 工事開始予定日まで見積書の有効期限が切れていないものとしてください。
- 補助対象工事以外の工事が含まれていても問題はありません。
- 補助対象としている工事内容が、見積書と計画図面で相違がないように注意してください。
- 提出は写しでも可です。

## 見積書 作成例

申請日より前の日付のもの  
令和5年4月10日

見積書

申請者宛にしてください。

京都 太郎 様  
下記の通りお見積り申し上げます。

補助対象工事のみのお見積書又は対象外も含むお見積書のどちらでも可です。

税込見積金額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇-


合計金額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇  
消費税 ￥〇〇, 〇〇〇

申請書に記載の住所と一致させてください。

工事件名： 京都邸 屋根瓦葺替工事  
工事場所： 中京区寺町通御池上る上本能寺前町〇〇番地  
工事期間： 令和5年5月13日～9月30日  
見積有効期限： 6ヵ月

株式会社〇〇工務店  
代表取締役〇〇 〇〇  
中京区〇〇町〇番地〇  
TEL 075-〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX 075-〇〇〇-〇〇〇〇

工事開始予定日までに見積有効期限が切れないようにしてください。



(施工業者様宛て)

## 見積書の書き方について

見積書の作成に当たり、以下の点に御留意いただきますよう、お願いいたします。

### 1 共通事項

- ・ 原則として、一式による金額の算出は行わないが、一式による算出となる場合は、その金額の考え方を京都市担当者に説明する。  
(一式での算出を可する項目)
  - ① 処分費（工種ごとに計上）
  - ② 一項目の金額が10万円以下の場合
- ・ 見積書の宛名と申請書の名称は整合させる。（法人名、屋号、個人名等）
- ・ 見積りには有効期限を記入する。

### 2 仮設工事

- ・ 外部足場 個所（正面、北側など）当たりの単価（損料、労務費、運搬費共）で算出する。
- ・ 養生シート 個所（正面、北側など）当たりの単価（損料等共）で算出する。  
外部足場にも含めることも可。

### 3 屋根工事

(瓦葺き)

- ・ 瓦葺き解体  $m^2$ 当たりの単価で算出する。（処分費は別途計上とすること。）
- ・ 野地板張り  $m^2$ 当たりの単価（材工共）で算出する。
- ・ ルーフイング  $m^2$ 当たりの単価（材工共）で算出する。
- ・ 栈木打ち  $m^2$ 当たりの単価（材工共）で算出する。
- ・ 瓦葺き替え  $m^2$ 当たりの単価（材工共）で算出する。しっくい、番線等は別途一式計上する。
- ・ 軒先一文字葺きの場合は、瓦葺き替えと別計上し、一文字葺きは $m$ 当たりの単価（材工共）で算出する。

(銅板葺き)

- ・ 銅板一文字葺き  $m^2$ 当たりの単価（ルーフイング共、材工共）とし、摘要に銅板の厚みを記入する。

#### 4 樋工事

- ・ 軒樋 m当たりの単価（材工共、受金物含む）とし、摘要に樋の形状、サイズ、厚み等を記入する。
- ・ 壁樋 m当たりの単価（材工共、支持金物含む）とし、摘要に樋の形状、サイズ、厚み等を記入する。
- ・ アンコウ 箇所当たりの単価（材工共）とし、摘要に形状等記入する。軒樋に含めて形状することも可

#### 5 木工事

- ・ 材料と大工手間は別計上する。
- ・ 材料は部位、材種、厚さ等で区分し、枚、本、束（何枚入り記入）の単価で算出する。
- ・ 大工手間は人工で計上し、人工当たりの単価で算出する。

#### 6 塗装工事

- ・ 平面部分と細幅部分（枠、額縁、巾木）は別計上する。
- ・ 平面部分は $m^2$ 当たりの単価（材工共）で算出する。
- ・ 細幅部分はm当たりの単価（材工共）で算出する。

#### 7 建具工事

- ・ 仕様、形状及び寸法別に計上する。
- ・ 金物等も含め、箇所当たりの単価（材工共）で算出する。

#### 8 左官工事

- ・ 塗り替え部位、仕様毎に計上する。
- ・ こそげ面積、塗り面積（中塗り、上塗り）毎に $m^2$ 当たりの単価（材工共）で算出する。

#### 9 設備工事

- ・ 配管 m当たりの単価とし、摘要に管の種類、径等を記入する。
- ・ 配管に伴う土間解体や復旧は、 $m^2$ 当たりの単価で算出する。
- ・ 柵は箇所当たりの単価で算出し、摘要に種類を記入する。
- ・ 配管継手類は一式で算出する。
- ・ 電気配線は、m又は配線の箇所数で算出する。

## (2) 計画図面

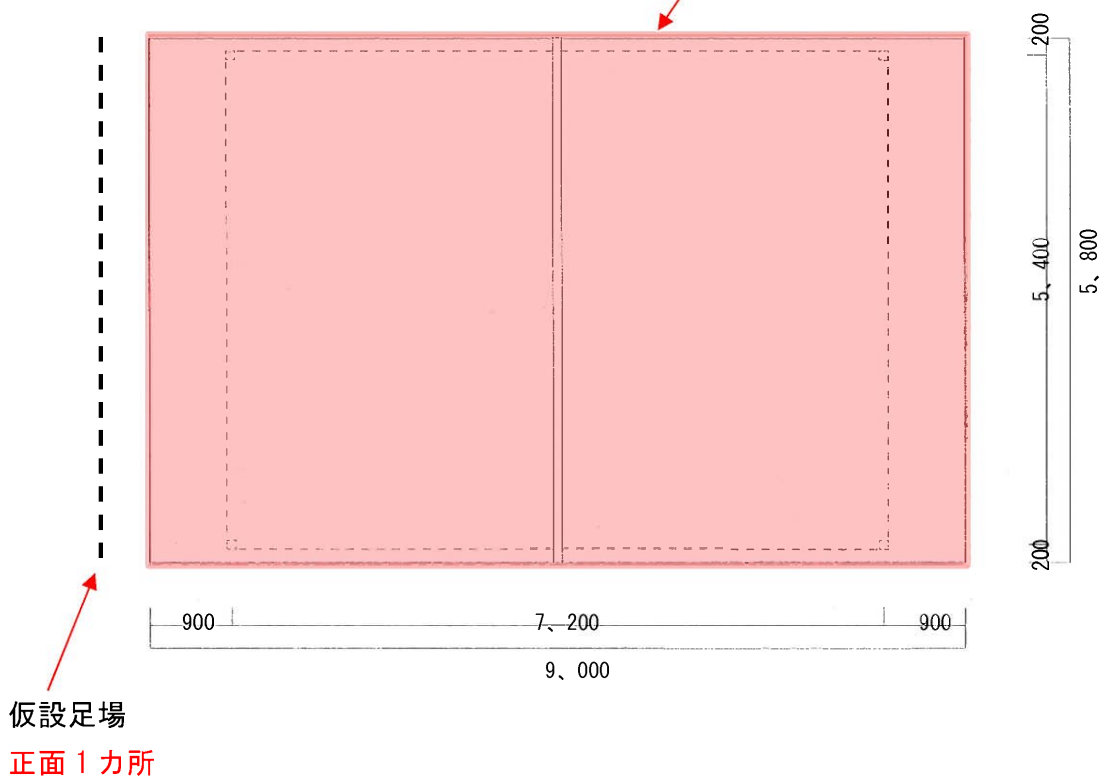
- 見積書の数量が確認できるように寸法や施工面積を記載してください。
- 対象工事箇所を赤線で囲むなど、工事の内容と施工範囲を明記してください。
- 工事内容等の記載が見積書と相違しないよう注意してください。
- 足場の設置位置を記載してください。

&lt;作成例&gt;

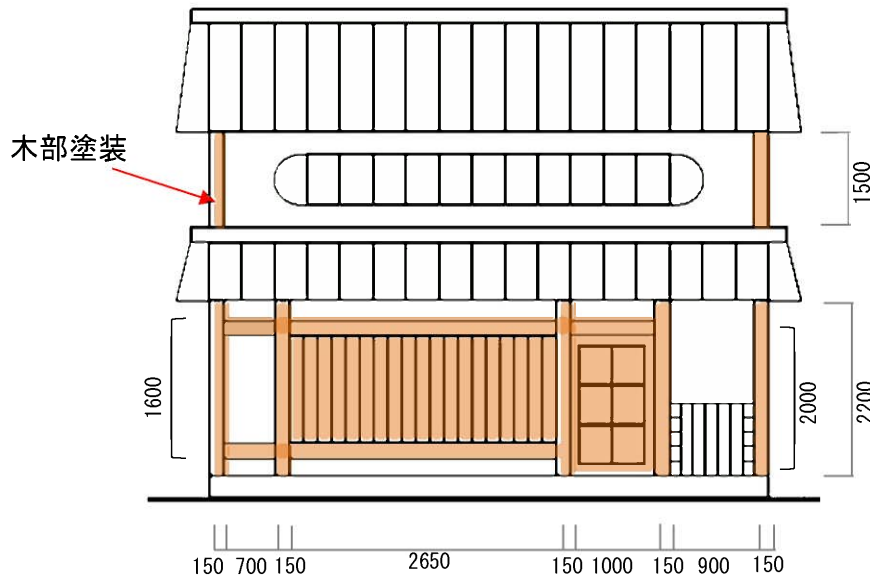
面積等を算出した式も  
記載してください

屋根伏図

瓦の葺き替え

大屋根 (5.8 × 9.0 = 52.2 m<sup>2</sup>)

立面図



塗装工事等は、  
対象範囲をマーキングし、  
見積数量が確認できるよう  
寸法と算出式も記載して  
ください

木部塗装（細物）

$$(1.5 \times 2) + (2.2 \times 5) + (0.7 \times 2) \\ + (2.65 \times 2) + 1 = 21.7\text{m}$$

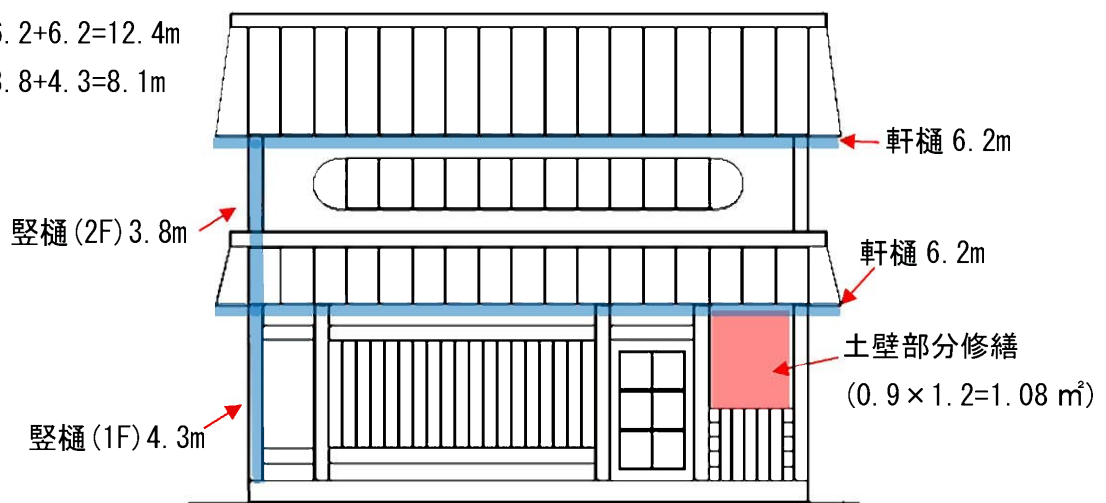
木部塗装（面）

$$(1.6 \times 2.65) + (2.0 \times 1.0) \Rightarrow \text{又は格子 1 枚、玄関建具 1 枚} \\ = 6.24\text{m}^2$$

樋交換

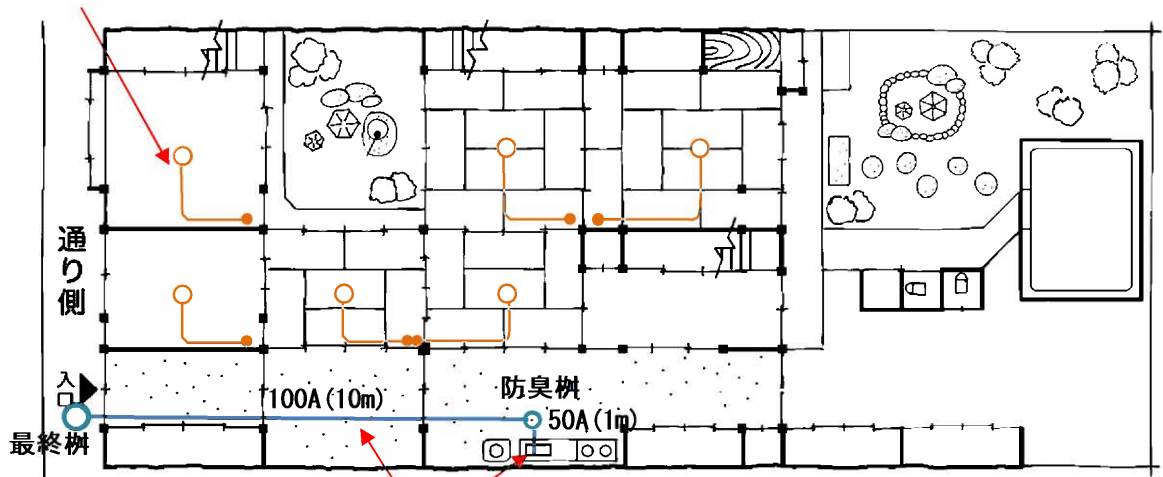
軒樋  $6.2 + 6.2 = 12.4\text{m}$

縦樋  $3.8 + 4.3 = 8.1\text{m}$



平面図

電気配線改修  
(照明配線 6ヶ所)



排水管の入れ替え

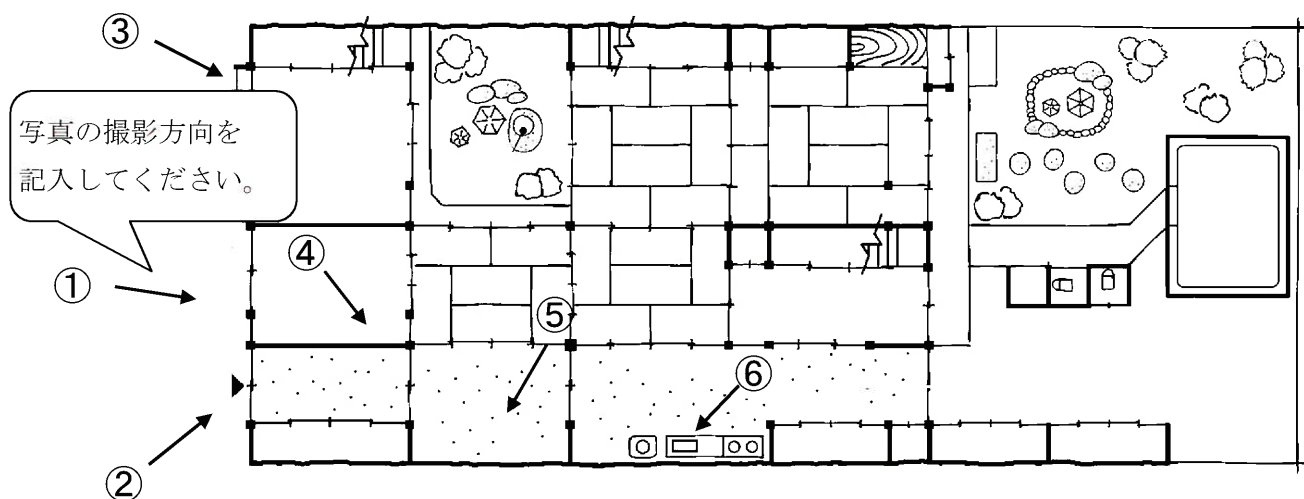
数量も記載してください  
(見積書と合わせる)



## (3) 写真及び写真の撮影方向図

- 申請時には、以下の写真を添付してください。
  - ①申請建築物の全景写真
  - ②道路等広く一般公衆から見える部分の写真（外部改修工事を対象とする場合）
  - ③改修工事予定箇所の写真
  - ④京町家の形態・意匠を示す写真（地区指定の京町家の場合）
- 申請時に工事前写真が撮影できない部分（屋根瓦や配管等）については、完了報告時に工事前の写真も添付ください。
  - ※ 屋根瓦：足場設置後に工事着手前写真、  
足場撤去前に工事完了写真を撮影してください。
  - 設備配管等：隠蔽部分などは、掘削後の古い配管の写真、埋め戻し前の新しい配管の写真を撮影してください。
- 写真の撮影位置・方向が分かるよう、写真撮影方向図を添付してください。
- 写真は、同じ場所から同じ方向に、工事前・工事中・工事後の状況を撮影してください。
- 工事中の写真の撮り忘れに注意してください。特に、配管・防蟻処理など、完成時には隠れてしまう工事を補助対象としている場合は、工事中の写真で完了確認をしますので、忘れずに撮影してください。

写真の撮影方向図



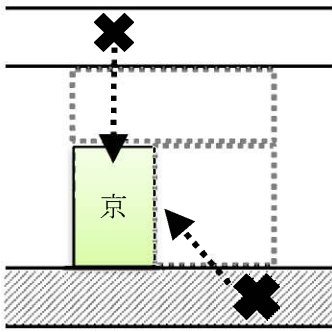
## 4 よくあるご質問

	質問	回答
Q1	所有者が京都市外在住者でも対象になりますか？	対象になります。
Q2	賃貸人が申請することはできますか？	所有者等の関係権利者の方の同意を得ていただければ、所有者以外の方でも申請いただけます。
Q3	店舗や事務所でも対象になりますか？	用途についての要件は設けておりませんので、対象になります。
Q4	補助金は先着順ですか？	書類の不備がなく、交付申請書を受理できた方からの先着順です。なお、年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了いたします。
Q5	郵送でも申請を受け付けてもらえますか？	郵送による申請も受け付けています。
Q6	現場確認をしますか？	対象の京町家の現況や工事現場の確認、工事完了後など、必要に応じて、現場確認を実施することがあります。
Q7	工事施工者は京都市内の事業者でなくてははいけませんか？	指定京町家改修補助金については、工事施工者の要件は特に設けていません。 個別指定京町家維持修繕補助金については、工事施工者（元請負人又は下請負人を含む。）は京都市内に本店又は主たる事務所を置いている者である必要があります。
Q8	補助対象京町家について、補助金を併用することはできますか？	同一年度内に、本市から類似の補助金（ <u>景観政策課や文化財保護課が所管する補助金</u> ） <u>交付を受ける建築物は、工事箇所に関わらず、申請いただくことができません。</u> なお、福祉部門の補助金（介護関係等）は類似の補助金ではありませんので、工事箇所を分ければ、併用することが可能です。また、（公財）京都市景観・まちづくりセンターの京町家まちづくりファンドは、工事箇所を分ければ、併用することが可能です。

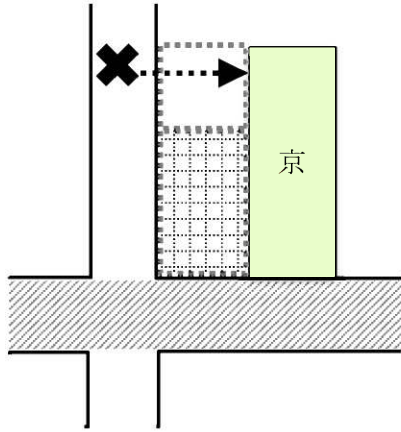
<p>Q9</p>	<p>指定地区内に存する京町家で設備改修工事を考えています。設備改修工事の補助金の上限額はどのように考えればいいですか？</p>	<p>① 初めてご申請いただく場合 外部改修工事に対する補助額 ≥設備改修工事に対する補助額 …OK ■例：外部50万円、設備50万円</p> <p>② 過去に京町家補助金の交付を受けた場合 外部改修工事に対する補助額（累計） ≥設備改修工事に対する補助額（累計） …OK ■例：R元年に外部20万円交付済 →今年度、設備のみ交付申請する場合20万円が上限 →今年度、外部30万円交付申請する場合 設備は20+30=50万円が上限 →今年度、外部60万円交付申請する場合 設備は100-(20+60)=20万円が上限</p> <p>■例 R元年に設備40万円交付済 →今年度、外部の交付申請額が40万円以下になる場合は、設備のみの交付申請はできません。 →今年度、外部50万円交付申請する場合 設備は50-40=10万円が上限</p> <p>■例：R元年に設備60万円交付済 →設備改修工事の交付申請はできません。 <u>(過年度に、設備改修工事について、50万円を超えて交付を受けている場合は、令和5年度以降、設備改修工事の交付申請はできません)</u></p>
-----------	--	--

Q 10	外部改修工事の、「道路又は通路その他の公共の場所から見える部分」の要件を詳しく教えてください。	<p>道路又は通路その他の公共の場所から直接見える工事箇所は外部改修工事の補助の対象となります。</p> <p>一方、公共の場所以外の土地を介して見える工事箇所は、補助の対象になりません。詳細は別図をご参照ください。ただし、<u>具体的には事前にご相談ください。</u></p>
Q 11	交付決定後に、工事内容の変更が生じました。変更の手続きは必要ですか？	<p>工事内容や経費の配分を変更しようとするときは手続きが必要ですので、必ず、当該工事着手前にご相談ください。</p> <p>ただし、補助事業の一部を取り止める場合で、変更の前後において、<u>外部改修工事のみ</u>で*補助額の限度額に達することが明らかである場合は、軽微な変更となり、手続きは不要です。実績報告の際に軽微な変更であることが確認できる書類のご提出をお願いします。</p> <p>※指定京町家改修補助金の場合</p>

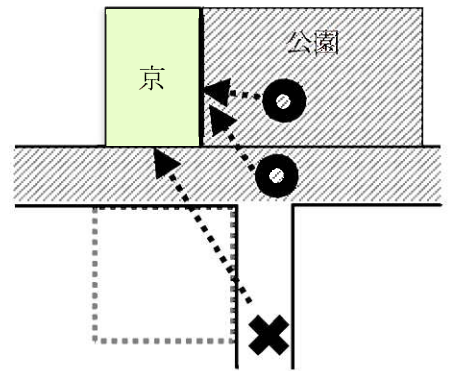
別図



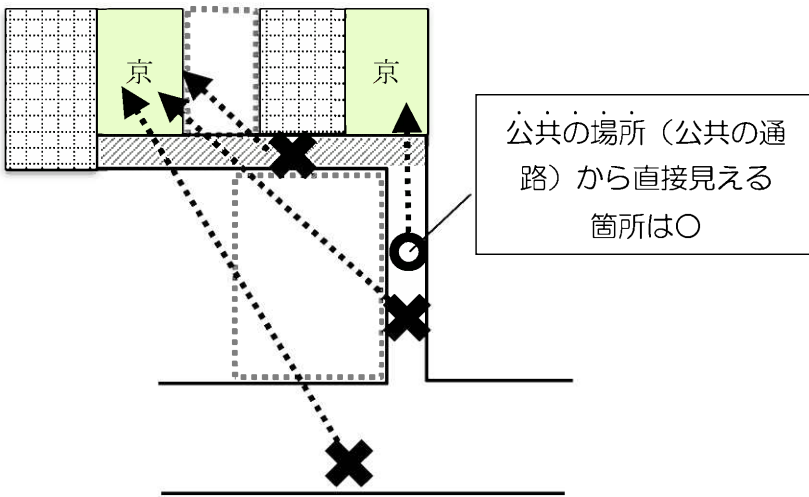
(図1)



(図2)

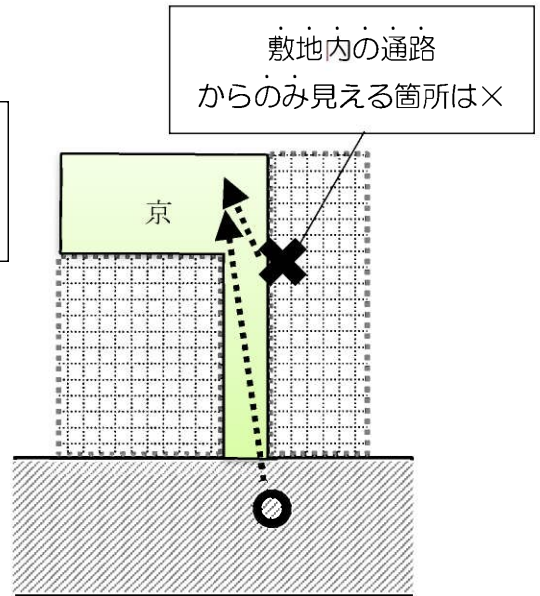


(図3)



(図4)

公共の場所（公共の通路）から直接見える箇所は○



(図5)

敷地内の通路からのみ見える箇所は×

○	対象	×	対象外
京	補助対象京町家が存する敷地		
⋯	道路又は通路その他 公共の場所以外の土地	⋯	その他の建物が存する敷地
▨	面する道路又は通路	⋯▶	見る方向

(凡例)

## 参 個別指定京町家や指定地区の確認方法

京都市まち再生・創造推進室が運営する京町家総合情報サイト「京町家を未来へ」から、個別指定京町家の住所地一覧や指定地区の範囲をご確認いただけます。

<https://kyomachiya.city.kyoto.lg.jp/sitei/>



QR コード

■個別指定は、以下のPDF を開き、「Ctrl キー+F」で該当町名を検索ください。

3. 指定されている京町家や地区

IOP > 3. 指定されている京町家や地区

- ▶ (1)京町家条例に基づく指定状況
- ▶ (2)指定地区一覧
- ▶ (3)指定を予定している地区

**(1)京町家条例に基づく指定状況**

趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物（個別指定）や区域（地区指定）を指定しています。現在の指定状況は次のとおりです。

>京町家条例に基づく指定制度

- 個別指定京町家
  - >個別指定京町家指定一覧 (PDF)
- 指定地区
  - >指定地区の位置図 (PDF)
  - >指定を予定している地区

■指定地区は、当ページの他、「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」でも確認いただけます。

「景観」から検索可能

京都市都市計画情報等検索ポータルサイト

京都市からのお知らせ

2024年3月15日  
建築基準法に基づき区域を掲載しました。  
2024年1月21日  
京都市都市計画情報等検索ポータルサイトが開設しました。

都市計画  
**景観**  
文化財  
認定路線  
指定道路  
地形図

新町家館 公共下水道 新景観政策 更なる進化

画面選択 指定建物・区域など

クリック検索(空欄検索)  
クリック検索 範囲検索  
地図をクリックして検索してください  
検索結果クリア

規制情報・各種リンク

項目	規制値
区域区分	市街化区域
用途地味	商業地味
建ぺい率	80% (用途地味による)
容積率	400%
高さ制限	15m 高度規制地区
制限用途	都市計画区域外
都市計画	商業地区(第1種)
その他	臨海特別用途地区 景観条例に基づく指定地区